

北但行政事務組合指定金融機関について

〔平成7年4月1日〕
告示第11号

改正	平成7年11月1日告示第12号 平成8年1月29日告示第12号 平成9年11月1日告示第13号 平成10年10月1日告示第11号 平成12年12月10日告示第15号 平成13年3月30日告示第5号 平成22年10月5日告示第7号 平成29年3月1日告示第2号 平成29年9月22日告示第5号	平成8年1月29日告示第11号 平成9年11月1日告示第12号 平成10年10月1日告示第10号 平成11年3月8日告示第3号 平成12年12月11日告示第16号 平成22年8月30日告示第5号 平成28年5月16日告示第1号 平成29年3月31日告示第3号 令和2年5月29日告示第2号
----	---	--

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、指定金融機関及び収納代理金融機関を次のとおり指定する。

1 指定金融機関

名 称	事 務 取 扱 店 舗	
株式会社 三井住友銀行	総 括 店 収 納 店	豊岡支店 国外を除く本支店

2 収納代理金融機関

名 称	事 務 取 扱 店 舗
株式会社 但馬銀行	豊岡市、香美町及び新温泉町内に所在する店舗
株式会社 山陰合同銀行	
但馬信用金庫	
たじま農業協同組合	
兵庫県信用組合	
株式会社 みなと銀行	
なぎさ信用漁業協同組合 連合会	
近畿労働金庫	

3 取扱事務の範囲

(1) 指定金融期間

北但行政事務組合の公金の収納及び支払いの事務

(2) 収納代理金融機関

北但行政事務組合の公金の収納事務の一部

4 指定年月日

平成13年4月1日